

# 横浜市第54回5年公募公債

## 発行要項

1. 発行者の名称 横浜市
2. 発行総額 金100億円
3. 発行の目的 令和2年度新規資金
4. 各公債の金額 1,000万円
5. 振替法の適用  
本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受けるものとし、本公債証券は発行しない。
6. 利率 年0.020パーセント
7. 発行価額 額面100円につき金100円
8. 償還金額 額面100円につき金100円
9. 償還の方法及び期限
  - (1) 本公債の元金は、令和7年11月25日にその全額を償還する。
  - (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。
  - (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
10. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和3年5月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月25日及び11月25日の2回に各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割でこれを計算する。
  - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。
  - (3) 償還期日後は、利息をつけない。
11. 申込期日 令和2年11月13日
12. 募入方法  
応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払込期日 令和2年11月25日
14. 募集の受託会社 株式会社三菱UFJ銀行
15. 引受並びに募集取扱会社  
野村證券株式会社（代表、事務幹事）  
みずほ証券株式会社（代表）  
ゴールドマン・サックス証券株式会社（代表）
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
17. 発行代理人及び支払代理人  
第16項の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。

以上